

「国際学会発表支援制度」について（「アジア社会心理学会発表支援制度」からの改正）

渉外担当常任理事 中島健一郎

✓ 経緯・目的

2014年度をもってアジア社会心理学会（以下、AASPと記す）との財政的な支援関係を解消した現状を踏まえ、AASPだけではなく、様々な国際学会での会員の発表支援を推進するために、「アジア社会心理学会発表支援制度」を、「国際学会発表支援制度」に改める。

✓ 制度の概要

- ・様々な国際学会での発表に対する支援を毎年度行う。
- ・航空運賃の半額を目途に、出願者数を考慮しながら補助対象者を選考し決定する。
- ・当該年度に発表予定のものだけではなく、既に発表したものも支援対象とする。
- ・他学会の支援制度との重複受給を認める。

「国際学会発表支援制度」規程の新旧対照表（修正箇所を赤文字で示す。）

新	旧	備考欄
<p>制度名</p> <p><u>国際学会</u>発表支援制度</p>	<p>制度名</p> <p><u>アジア社会心理学会</u>発表支援制度</p>	(変更)
<p>本則</p> <p>第1条（目的）</p> <p>日本グループ・ダイナミックス学会は、<u>会員の海外における学会発表を支援するために、日本国外で開催される学会において、</u>単独または共同研究の責任者として口頭発表またはポスター発表を行う会員に対してその渡航費の一部を補助する制度を設ける。</p>	<p>本則</p> <p>第1条（目的）</p> <p>日本グループ・ダイナミックス学会は、<u>アジア社会心理学会との国際連携・交流をはかるための一方策として、日本国外で開催されるアジア社会心理学会において、</u>単独または共同研究の責任者として口頭発表またはポスター発表を行う会員に対してその渡航費の一部を補助する制度を設ける。</p>	(変更)
<p>第2条（補助年度・対象）</p> <p><u>本制度による渡航費補助は、毎年度若干名の会員（以下「補助対象者」と記す）を</u>対象に行う。</p>	<p>第2条（補助年度・対象）</p> <p><u>本制度による渡航費補助は、当分の間、アジア社会心理学会が開催される年度に、若干名の若手研究者（以下「補助対象者」</u></p>	(変更)

<p><b>第3条 (選考)</b></p> <p><u>本制度に対する応募資格に関する判断および補助対象者の選考</u>は、委員会を構成して行う。</p> <p>(1) 選考委員会は、細則に定める基準に従って、補助対象者を推薦する。</p> <p>(2) 選考委員会により推薦された補助対象者は、常任理事会および理事会の承認を経た後に、採択が決定される。</p> <p>(3) 補助対象者の選考経過は、総会において報告されるものとする。</p> <p>(4) 選考委員会の構成および選考方法等については、細則に定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>本規程の改定は、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって行う。</p> <p>本規程は、2008年6月13日より施行する。</p> <p>本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。</p> <p>本改定規程本則は、2015年3月31日より施行する。</p> <p>本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。</p> <p>本改定規程本則は、<u>2016年4月1日</u>より施行する。</p>	<p><u>という</u>)を対象に行う。</p> <p><b>第3条 (選考)</b></p> <p><u>補助対象者の応募資格に関する判断、および選考は</u>、委員会を構成して行う。</p> <p>(1) 選考委員会は、細則に定める基準に従って、補助対象者を推薦する。</p> <p>(2) 選考委員会により推薦された補助対象者は、常任理事会および理事会の承認を経た後に、採択が決定される。</p> <p>(3) 補助対象者の選考経過は、総会において報告されるものとする。</p> <p>(4) 選考委員会の構成および選考方法等については、細則に定める。</p> <p><b>附則</b></p> <p>本規程の改定は、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって行う。</p> <p>本規程は、2008年6月13日より施行する。</p> <p>本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。</p> <p>本改定規程本則は、2015年3月31日より施行する。</p> <p>本規程の改定は、常任理事会にて立案し、理事会における出席者の3分の2以上の同意をもって決定する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追加)</p>
<p><b>細則</b></p> <p><b>第1条</b></p> <p>選考委員会は、常任理事の中から会長に</p>	<p><b>細則</b></p> <p><b>第1条</b></p> <p>選考委員会は、常任理事の中から会長に</p>	

<p>任命された者を委員長とし、理事および一般会員から選出された委員若干名で構成する。</p> <p><b>第2条</b> 選考は、出願者の研究業績と当該学会での<u>発表内容</u>に基づいて行う。</p> <p><b>第3条</b> 補助金額は、渡航費の半額を目途に、当分の間1人あたり20万円を上限とする。また、当該の渡航に対して他の資金から補助を受けた場合には、その額を考慮して最終的に補助金額を決定する。その際、補助金の合計が渡航費用の総額を超えないことを目安とする。</p> <p><b>第4条</b> <u>補助対象者数については、当分の間、補助金額の総額と本制度の年度予算額を考慮し、決定する。</u></p> <p><b>第5条</b> 補助対象とする学会は<u>募集年度内に海外で開催される国際学会</u>とする。</p> <p><b>第6条</b> 補助対象者は、発表後、<u>「ぐるだいニュース」等の学会刊行物において、その報告を行う義務を負う。</u></p> <p><b>第7条</b> 補助決定後、発表が不可能になった場合には、その旨を日本グループ・ダイナミックス学会に申し出て、補助金を返還する。</p> <p><b>附則</b> 本細則は 2008 年 6 月 13 日より施行</p>	<p>任命された者を委員長とし、理事および一般会員から選出された委員若干名で構成する。</p> <p><b>第2条</b> 選考は、出願者の研究業績と当該学会での<u>研究発表計画</u>に基づいて行う。</p> <p><b>第3条</b> 補助金額は、渡航費の半額を目途に、当分の間、1人あたり20万円を上限とする。また、当該の渡航に対して他の資金から補助を受けた場合には、その額を考慮して最終的に補助金額を決定する。その際、補助金の合計が渡航費用の総額を超えないことを目安とする。</p> <p><b>第4条</b> <u>補助者は当分の間、2名～4名とする。</u></p> <p><b>第5条</b> 補助対象とする学会は<u>募集年度内に開催されるアジア社会心理学会</u>とする。</p> <p><b>第6条</b> 補助対象者は、発表後、その報告を<u>「実験社会心理学研究」において行う義務を負う。</u></p> <p><b>第7条</b> 補助決定後、発表が不可能になった場合には、その旨を日本グループ・ダイナミックス学会に申し出て、補助金を返還する。</p> <p><b>附則</b> 本細則は 2008 年 6 月 13 日より施行</p>	<p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p> <p>(変更)</p>
--	--	---

<p>する。</p> <p>本改定細則は2015年3月31日より施行する。</p> <p>本改定細則は <u>2016年4月1日</u>より施行する。</p>	<p>する。</p> <p>本改定細則は2015年3月31日より施行する。</p>	<p>(追加)</p>
<p><b>募集要領に関わる事項</b></p> <p><b>応募資格</b></p> <p>本学会に所属し下記のいずれかに該当する者。いずれも年齢は問わない。ただし、出願締め切り時点で日本学術振興会特別研究員に採用されている、もしくは採用が内定している者は応募資格を持たない。</p> <p>1) 正規の学籍を持つ大学院生。</p> <p>2) 大学院博士後期課程入学後 6 年未満で、社会心理学の研究・教育に携わる者。</p>	<p><b>募集要領に関わる事項</b></p> <p><b>応募資格</b></p> <p>本学会に所属し下記のいずれかに該当する者。いずれも年齢は問わない。ただし、出願締め切り時点で、日本学術振興会特別研究員に採用されている、もしくは採用が内定しているものは応募資格を持たない。</p> <p>1) 正規の学籍を持つ大学院生。</p> <p>2) 大学院博士後期課程入学後 6 年未満で、社会心理学の研究・教育に携わる者。</p>	